

内閣府からのお知らせ

土地・建物の取引をお考えの方!!

～内閣府への届出が必要な場合があります～

以下①～③の全てに該当する場合は、「**重要土地等調査法**」〔※〕に基づく事前の届出をする必要があります。

指定区域(特別注視区域)
については、裏のページをご参照ください。

- ① 指定された区域（特別注視区域）の内側にある土地・建物を所有している、または所有しようとしている。
- ② その土地・建物は、200㎡以上ある。
- ③ その土地・建物の売買・贈与などをしようとしている。

〔※〕 正式な法律名:「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」

届出をお忘れの場合は、下記のコールセンターまで、ご一報ください。

届出方法や様式などの詳細は、
以下の内閣府のホームページをご参照ください。

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa>

内閣府 重要土地

検索 



重要土地等調査法HP

説明動画

ご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせ下さい。

内閣府重要土地等調査法コールセンター

TEL : 0570-001-125 (平日9:30~17:30)



内閣府政策統括官（重要土地担当）

指定区域（特別注視区域）のイメージ

- ※ 鹿児島県鹿屋市の一部における指定区域の例をご紹介します。
- ※ 全国の指定区域については、重要土地等調査法ホームページにおいてPDFファイルとウェブ地図（重要土地ウェブ地図）で公開しています。
- ※ 重要土地ウェブ地図では、届出が必要な指定区域（特別注視区域）を**赤い線**で示しています。
（**青い線**は指定区域（注視区域）であり、届出は必要ありません。）

ウェブ地図でのイメージ



重要土地ウェブ地図は、以下からアクセスできます。検索対象周辺の指定区域をご確認いただけます。

内閣府 重要土地 指定区域

検索



3. 指定区域一覧

- ・ [注視区域の一覧](#)
- ・ [特別注視区域の一覧](#)
- ・ [指定区域の閲覧\(重要土地ウェブ地図\)](#) 印 (操作マニュアル 印)

「区域の指定について」のページのここをクリック。

「重要土地ウェブ地図」とそのマニュアルがあります。